

令和2年9月11日

組合員・利用者 各位

高知県農業協同組合
代表理事組合長 武政盛博

不祥事件に関するご報告とお詫びについて

このたび、当組合において、元職員による不祥事件（金銭横領）が発覚いたしました。

組合員をはじめ利用者の皆さまの当組合に対する信頼を損ねることとなりましたこと、役職員一同厳粛に受け止め、深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、不祥事件の再発防止、組合員・利用者の皆さまからの信頼回復に組織一丸となって取り組んでいく所存でございます。

不祥事件の概要につきましては、以下のとおりです。

記

1 当事者

当組合興津野菜集出荷場所属の元職員（一般職・男性・40代）

2 不祥事件の内容

当組合では、生産者組織から会計（収支）管理の事務委託を受け、当事者が通帳を管理していました。

当事者は自らが担当していた2つの生産者組織の口座から、行事等を開催するための仮払金を支出した後、行事終了後も速やかな精算を行うことなく、一部流用していたものです。

現時点の調査では、当事者が通帳の管理を担当していた平成31年4月から令和2年7月までの間で、2生産者組織の口座から支出した仮払金のうち、564,741円が不足現金（使途不明の現金）となっております。

3 発覚の経緯

令和2年8月に実施した内部監査で、当事者が通帳を管理していた生産者組織において、不足現金（使途不明の現金）があることを発見し、当事者に確認したところ一部流用を認め横領が発覚しました。

4 関係者等の処分

当事者については、本年9月9日付で懲戒解雇いたしました。

また、役員及管理監督責任や関係職員の処分につきましては、今後、当組合の就業規則等に基づき厳正に対処いたします。

5 当件に対する現在の対応

8月31日に当事者より不足現金は全額回収し、翌9月1日に該当の生産者組織の通帳に戻し入れを行いました。また生産者組織には不祥事件の説明および謝罪を行っております。

なお、当組合では、本不祥事件をふまえ、8月31日より当組合の持つ全組織会計の調査を実施しております。

6 再発防止策

今後は、更なる綱紀の粛正に努めるとともに、コンプライアンス態勢および内部牽制態勢の一層の強化を図り、不祥事件の再発防止および組合員・利用者の皆さまからの信頼回復に向け全力を尽くしてまいります。

以上